岩手大学共同利用登録分析機器運用細則

　（趣旨）

第１条　この細則は、学部等が所有する分析機器の共同利用を促進するため、当該分析機器のうち共同利用を行うものの登録手続き及び登録された分析機器（以下「登録分析機器」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定める。

　（登録手続き）

第２条　学部等は、所有する分析機器を共同利用する分析機器として登録を希望する場合は、当該分析機器を管理する者（以下「登録分析機器管理者」という。）を決定した上で、「岩手大学研究支援・産学連携センター共同利用登録分析機器申請書」（別紙様式１）を岩手大学研究支援・産学連携センター長（以下「センター長」という。）に提出するものとする。申請後、申請内容の変更や登録の解除を希望するときもまた同様とする。

２　センター長は、前項の申請があったときは、登録分析機器としての登録の可否を決定するものとする。

　（登録分析機器の管理運営）

第３条　登録分析機器の管理運営は所有する学部等が行うものとする。

　（登録分析機器管理者）

第４条　登録分析機器管理者は、登録分析機器の維持管理を行うものとする。

２　登録分析機器管理者は、学内外の使用希望者からの問い合わせに対応するものとする。

３　登録分析機器管理者は、使用簿等により、登録分析機器の使用者や使用時間等を適切に管理しなければならない。

４　登録分析機器管理者は、登録分析機器の使用料等が発生した場合は、すみやかに「岩手大学研究支援・産学連携センター共同利用登録分析機器使用等実績報告書」（別紙様式２）をセンター長に提出しなければならない。

　（使用料の配分）

第５条　岩手大学研究支援・産学連携センターは、徴収した使用料を学部等に配分するものとする。

　（その他）

第６条　この細則に定めるもののほか、登録分析機器に関し必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　この細則は、令和２年１２月１５日から施行し、令和２年１０月１日から適用する。

（別紙様式１）

年　　月　　日

岩手大学研究支援・産学連携センター長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属長職氏名

岩手大学研究支援・産学連携センター共同利用登録分析機器

（登録・変更・解除）申請書

**【登録分析機器管理者】**

氏　名：

所　属：

連絡先　※登録された場合、問合せ先として公表されます。

内　線：　　　　　　　　　E-mail：

**【登録分析機器】**

　機　器　名：

　（該当するものに◯を付けてください。　　購入時金額が１千万以上　　　共同利用が前提となっている　　）

　設置場所：

　使　用　料：　　　　　　　　　　円（単位：　　　　　　　　　　）

　（積算内訳：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　依頼分析料：　　　　　　　　　　円（単位：　　　　　　　　　　）

　（積算内訳：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　機器情報（性能やどのようなことができるのかなどを記入してください。）

|  |
| --- |
|  |

**※　本申請書に記載された内容は、（　）の部分を除き、HP等に記載し、公表されます。**

**※　原則、購入時金額が1,000万円以上又は共同利用が前提となっている分析機器を対象とします。共同利用が前提となっている場合は、その証明となる申請書等を添付してください。**

**※　使用料等の設定については、消耗品、人件費、維持管理費等を考慮するとともに、民業圧迫（民間で同様のサービスを提供している場合、比して許容範囲を超えた安価に設定するなど）にならないように設定してください。**

（別紙様式２）

年　　月　　日

岩手大学研究支援・産学連携センター長　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属長職氏名

**【登録分析機器管理者】**

氏　名：

所　属：

連絡先

内　線：　　　　　　　　　E-mail：

**【登録分析機器使用者】**

　氏　　　　　名：

　所属（会社名）：

　住　　　　　所：

　連　　絡　　先：

**【登録分析機器使用実績】**

　機　器　名：

　設置場所：

　使用・依頼分析料：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　（積算内訳：単位（　　　　　　　　　）×単価（　　　　　　　円））